対象受検機関:環境農林水産部農政室推進課

1 扇の概要

(1) 大阪府立花の文化園(以下「園」という。)は、平成2年に開催された「国際花と緑の博覧会」の理念を継承し、「花きを学び、花きに憩う場を府民に提供し、もって府民の花きに関する理解に資する」ことを広げるために、同年9月、総事業費約33億円で河内長野市に設置された。

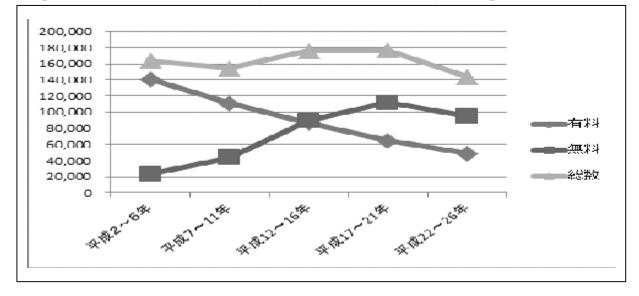
事務事業の概要

運営 1.四季を問わず充実した植物の展示と多彩な催事、2.多岐・生涯にわたる教育的役割の発揮方針 3.花きの振興と生産者の支援、4.福祉施設等との連携、5.幅広い府民との協働
敷地 府分76,121平方メートル、河内長野市分22,347平方メートル、合計98,468平方メートル
大温室(2,059平方メートル)、センター棟(756平方メートル)、イベントホール(402平方 メートル)、花の工房(357平方メートル)、エントランスゲート(182平方メートル)、レストラン(210平方メートル)

- (2) 平成20年6月の財政再建プログラム(案)における見直しの方向性
 - ・民間企業や地元南河内地域の市町村・NPO・ボランティア・森林組合等との協働、連携を 強化するなど、運営を一層効率化
 - ・コスト縮減の状況を踏まえて、改めてあり方を検討

2 入場者数の推移

- ・総入場者数(有料・無料計) 平成7年度以降、中学生以下の無料化や無料開放日の設定などの無料化施策を実施した影響もあり増加傾向にあったが、近年は減少傾向
- ・有料入場者数 各種イベントを講じているものの、開設後、減少傾向 【入場者数・有料無料別5年単位(平均値)の推移(単位:人)】



検出事項

- 1 府は、指定管理者の選定の目的として、入場者 数の増加と経費の節減を掲げているが、運営の方 向性や具体的な目標について示されていない。
- 2 周辺地域の活性化のために地元市や周辺施設で構成されている協議会へは指定管理者のみが参画しており、府は直接参画していないため、駐車場縮小に伴う問題などに対し、園の設置者として主体的に関与できていない状況にある。
- 3 園の設備等の老朽化対策を含め、将来的なコストを勘案した園の長期計画が必要であるが、このような長期計画がない。

改善を求める事項(意見)

若年層の人口減少等の社会情勢や 入場者の動向、周辺地域の状況等を 踏まえ、園の存在意義、方向性を明 確にし、以下の点について、取り組 まれたい。

- ・ 園の活性化に向けた地元市や関係団体及び民間事業者との主体的・積極的な協議と具体化
- ・ 設備等の修繕・更新計画の策定

3 園の運営状況について

府は、平成18年度から、指定管理者制度を導入し、一般財団法人大阪府みどり公社(以下「公社」という。)等に運営委託をしている。

指定管理者の選定の目的(募集要項)を「より多くの府民に花の文化園を利用頂くとともに経費の節減を図るなど、施設の管理をより効果的、効率的に行うことを目的として、施設の管理に関する業務を行う指定管理者を広く募集」と掲げており、指定管理者の制度導入によって、入場者数の増加と経費の節減を求めている。

【管理運営委託料の推移】

(単位:千円)

平成18年度	 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
170, 185	 108, 383	108, 383	108, 383	110, 480

【府の運営経費(「行政コスト計算書」より)】

(単位:千円)

	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
Α	行政収入	2	2	2
В	行政費用	197, 888	183, 015	187, 391
С	金融費用	4, 873	4, 872	4, 755
D	収支 (A-B-C)	△202 , 759	△187, 885	△192, 144
Е	総入場者数(人)	141, 658	147, 303	110, 659
F	利用者1人当たりコスト (円) (D/E)	1, 431	1, 275	1, 736

【施設の老朽化等】

開設から25年経過し、設備、通路等の老朽化が進行。大温室は、ボイラー設備の老朽化、非効率化により夏季の冷房を停止。

※建物の取得価額16億円、平成25年度末の償却率60.3%

4 周辺地域の活性化対策について

地元の河内長野市が、地域活性化などによる交流人口の増加促進を図るため、園を含めた周辺 一帯を「奥河内くろまろの郷」として開設(平成**26**年**11**月)。

「「奥河内くろまろの郷」施設連絡協議会」(以下「協議会」という。)を毎月開催。

	河内長野市、(「奥河内くろまろの郷」の)指定管理者、	
件	JA大阪南、大阪府森林組合、公社(※)	

(※) 園の指定管理者として出席している。

来園者が使用する駐車場は、「奥河内くろまろの郷」の開設によって、縮小している(500台→370台)。

措置の内容

大阪府立花の文化園は「花きを学び、花きに憩う場を府民に提供し、もって府民の花きに関する理解に資する」ことを広げる場としてその役割を果たしており、監査の結果を踏まえて、活性化及び設備の更新・修繕計画の策定に向け、以下の取組を行った。

- ・ 地元市である河内長野市、奥河内くろまろの郷指定管理者(一富士ケータリング株式会社)、河内長野市立林業総合センター指定管理者(大阪府森林組合)、河内長野市立ふるさと歴史学習館(直営)、JA大阪南直売所あすかてくるで河内長野店、花の文化園指定管理者(住友林業緑化・E-DESIGN共同企業体)及び大阪府による連携会議を月1回定例的に開催し、共同イベントやPR等、各施設の活性化につながる取組について協議している。
- ・ その成果として、平成28年度は共同イベントの開催(スタンプラリー、11月)、レジャー・遊び・体験を予約できる民間WEBサイトとの連携による体験プログラム開発、奥河内くろま るの郷駐車場から花の文化園へのルート沿いの案内板再整備及び花の寄せ植え設置などの取組を実施した。
- ・ 平成29年度は、奥河内くろまろの郷が5月27日より道の駅として供用開始されたことを受け、オープニングイベント(5月27日、28日)に各施設が出展しPRを行った。現在、小学校の 遠足受け入れ拡大を図るため、各施設の体験プログラムを組み合わせたモデルコースの作成などに取り組んでいる。
- ・ 府は会議の中で、奥河内くろまろの郷・あすかてくるで河内長野店を訪れた客を石川を挟んで高台に位置する花の文化園・林業総合センター・ふるさと歴史学習館へ誘導するため、以下 の提案を行った。
- ① 奥河内くろまろの郷駐車場から花の文化園へのルートを花で彩り雰囲気を高める
- ② 当該施設で一定額以上購入した者が別の施設で優待サービスを受けられるクーポン券を花の文化園・奥河内くろまろの郷・あすかてくるで河内長野店が共同で発行する
- ③ 小学校の遠足受け入れ拡大のためのモデルコースを作成する
- ・ 府では、平成27年11月に「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」(大阪府公共施設等総合管理計画)が策定され、各部局において公共施設等の長寿命化に関する計画を策定することとしている。
- ・ 大阪府立花の文化園については、延床面積1,000平方メートル以上を有する大温室とセンター棟・イベントホールについては財産活用課が策定する府公共施設等総合管理計画、それ以外 の建物については環境農林水産部で策定する長寿命化計画において管理することとしており、平成29年4月に長寿命化計画を策定した。
- ・ 大温室及びセンター棟・イベントホールについては、府計画に基づき平成28年度に劣化度調査を行い、中長期保全計画を策定した。
- ・ その他の建物についても、今年度業務委託により劣化度調査を行い、中長期保全計画を策定した。

監査(検査)実施年月日(委員:平成27年8月10日、事務局:平成27年6月19日から同年7月10日まで)

対象受検機関:富田林土木事務所

1 狭山池博物館の概要

(1) 狭山池博物館設置の経緯

西除川・東除川流域の治水対策として既存ため池であった狭山池に洪水調節 機能を持たせるため、昭和63年度から治水ダム化工事に着手した。その際、出 土した木樋や重源改修碑、築造の歴史を物語る堤体断面が、発見当時において、一営の専門家の意見を取り入れられる仕組みとなっていな 我が国の土木技術史を伝える貴重な土木遺産として認められ、府として、その 土木技術や歴史的価値を後世に伝える必要性から、狭山池博物館を建設したも のである。

事務事業の概要

設置目的	狭山池の治水及びかんがいに関する資料等を収集 し、保管し、及び展示して府民の利用に供し、も って土木事業の歴史的役割に関する府民の理解を 深めるとともに、府民の文化的向上に資すること
開設年月日	平成13年3月28日
規模・構造	敷地面積 15,412㎡ 延床面積 4,948㎡ 地上2階(一部3階)鉄筋コンクリート造
建設事業費	53億円(建物44億円)
実施事業	土木遺構常設展示、企画展示、貸室(有料)
入館料	無料

(2) 来館者数

平成21年度より、府・大阪狭山市・地域との三者による共同運営を開始して おり、以後、来館者は9万人から10万人で推移している。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
来館者数(人)	95, 013	103, 595	93, 495	89, 331

年間来館者数の目標を10万人として、新たな利用者を掘り起こすため、府・市・ ボランティアの三者により、企画展示(鉄道模型展、写真展、昆虫展等)の開催 に取り組んでいる。

来館者へのアンケート調査(年齢層、居住市町村、来館 目的、来館後の評価等)が不十分なために、博物館の設置 目的に則した運営がどの程度行われているか十分分析で きていない。

検出事項

審議会の委員構成をはじめ、博物館の運営について、経

改善を求める事項(意見)

利用者の状況について、より詳しく調 査・分析した上で、年間来館者の総数だけ でなく、設置目的を果たすために期待され る利用者層等に関する目標値についても設 定し、効果的な事業展開に努められたい。

来館が期待される様々な利用者層への働 きかけに当たっては、府庁内外の組織・機 関との連携・協力に努められたい。

また、効率的及び効果的な運営について、 経営の専門家の意見も取り入れた形で、議 論することを検討されたい。

2 博物館運営の見直し

(1) 財政再建プログラム案における見直し

平成20年の「財政再建プログラム(案)(平成20年度から22年度)」の策定において、公の施設のあり方が見直しされており、その見直しの方向性と対応状況は、以下のとおりである。

見直しの方向性	取組内容及び今後の状況	
大阪狭山市との共同運営による施設の有 効活用	平成20年度	市の郷土資料館を博物館内に移設して府市共同運営することで合意 し、詳細について協議
	平成21年度から	府市共同運営を開始(市の郷土資料館を博物館内に移設)
施設の有料化、開館日の縮小などの経営	平成20年度	設備保守管理業務の一括発注・一般競争入札によりコストを縮減
改善方策による運営の一層の効率化	平成21年度から	人件費の縮減、館内スペースの有効利用の際の使用料徴収により
		収入を確保
ボランティアとの連携により地域協働を	平成20年度	解説ボランティアの継続的協力(約30名が登録済)
積極的に推進		地域協働による運営について協議を開始
	平成21年度から	地域協働による運営を開始

(2) 現在の収支状況

収入については大阪狭山市からの負担金(三者共同運営に関する費用負担の確認書に基づく、人件費、維持管理費等の市側の負担分)が主たるものとなっている。また、支出については、光熱水費を主とした維持需用費及び設備保守等に関する委託費が主たるものであり、府費が毎年9,000万円(大阪狭山市負担金を含む。)ほど投入されている。

保存設備の更新も必要となってくるが、施設の長寿命化については、府有施設のファシリティ・マネジメント(全庁的な取組)の中で、劣化度調査と中長期修繕計画を策定することになっており、平成30年度までに策定される予定である。

(単位:円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大阪狭山市負担金	7, 730, 912	7, 677, 114	7, 775, 514	7, 259, 813
その他	943, 596	874, 012	866, 847	950, 376
①合計	8, 674, 508	8, 551, 126	8, 642, 361	8, 210, 189
人件費	12, 890, 194	12, 733, 982	12, 573, 188	13, 352, 515
維持需要費	33, 338, 159	32, 269, 191	33, 672, 654	31, 559, 503
委託費	36, 082, 783	37, 050, 964	36, 609, 174	38, 541, 277
その他	12, 083, 648	8, 150, 041	7, 813, 785	6, 907, 896
②合計	94, 394, 784	90, 204, 178	90, 668, 801	90, 361, 191
収支 (①-②)	\triangle 85, 720, 276	\triangle 81, 653, 052	\triangle 82, 026, 440	\triangle 82, 151, 002
施設の減価償却費	76, 869, 660	76, 869, 660	76, 869, 660	76, 869, 660
損益	\triangle 162, 589, 936	\triangle 158, 522, 712	\triangle 158, 896, 100	\triangle 159, 020, 662

- 3 大阪府立狭山池博物館運営審議会について
- (1) 「大阪府立狭山池博物館の運営についての調査審議に関する事務」を担任するため、平成24年11月1日に、大阪府立狭山池博物館運営審議会(以下「審議会」という)を設置している。
- (2) 審議会委員の構成(15名以内)

専門分野が、文化財保存科学、土木工学、歴史地理学、日本古代経済史、生活文化、文化史、学校教育、観光事業の8名

(3) 審議会開催状況

平成24年度(平成25年1月22日開催)

(議題)

諮問 (大阪府立狭山池博物館の運営改善について)

大阪府立狭山池博物館運営審議会の運営について

大阪府立狭山池博物館運営の現状について

大阪府立狭山池博物館の運営改善に向けた評価手法について

平成25年度 開催なし

平成26年度(平成26年11月20日開催)

(議題)

大阪府立狭山池博物館運営の現状について

大阪府立狭山池博物館の運営改善に向けた評価手法について

大阪府立狭山池博物館の指定文化財等の展示保存状況と調査研究の現状について

4 来館者アンケートの状況

特別展、企画展等に係る来館者アンケートを実施している(常設展示については 実施していない)が、詳細な分析は行っていない。監査を通じて得られた分析結果 は次のとおりである。

平成25年度特別展「近代狭山池の水利変革」(期間:平成25年10月5日から12月8日、来館者数16,561人)に係る来館者アンケートでは、回答58件と回答率が低く来館者動向等を見定めることは難しいものの、大阪狭山市及び堺市からの来館者数が54%となっている。

平成27年度特別展「近世狭山池絵図」(期間:平成27年10月10日から12月6日、来館者数13,101人)に係る来館者アンケートでも、回答は61件と回答率が低く来館者動向等を見定めることは難しいものの、大阪狭山市及び堺市からの来館者数が65.4%となっている。年齢層では、小学生が27.8%と最も多く、次いで、60歳から69歳が25.9%となっている。また、中学生、高校生はいずれも1.9%となっている。

措置の内容

利用者の状況をより詳しく調査・分析するため、新たにアンケートにおいて、来館のきっかけや、展示内容・テーマにかかる満足度等に関する設問を設け、来館目的や展示に対する評価が 把握・分析ができるように改善した。併せて、回答数の増加を図るため、これまでの特別展及び企画展での実施に加え常設展示においても通年で実施することとし、アンケート用紙の配布ブ ースの増設や来館者への積極的な呼びかけを行った。この結果、アンケート回答数は、平成27年度の61件から平成28年度は939件に増加した。また、アンケート結果を分析し、平成28年度か ら展示説明パネルの文字を見やすく改良するなど、改善が可能な事項には速やかに対応し、効果的な事業展開に努めている。

来館が期待される様々な利用者層への働きかけに当たっては、府庁内外の組織・機関との連携・協力に取組んでいる。具体的には、平成28年度より当博物館の目的である土木事業の歴史的役割に関する理解を深めることを目指して「土木」をテーマとした企画展を行っているが、まずは土木関連団体や企業に博物館の意義をご理解いただき、その上で貴重な展示資料の提供を受けることに成功した。また、展示においては、必要に応じテーマ選定から大学や土木関連団体の意見を聴くとともに、セミナー等での講演や後援を行っていただいている。このほか、情報発信において、府の広報媒体やイベントでのPRを行うとともに、近畿の土木関連団体、博物館、大学、図書館等の約530機関に対しポスターやチラシを配布しPRにご協力いただいている。

効率的及び効果的な運営について経営の専門家の意見を取り入れた形で議論することについては、平成28年度に経営の専門家にその方策を相談したところ、経営のみならず、当博物館の担うべき役割の再検討、ひいては当博物館の今後の方向性と将来像等を総合的に検討する必要があるとの意見を頂いた。これを受け、平成29年11月より大阪府立狭山池博物館運営審議会に、経営の専門家、土木史の専門家、ガイドボランティアなど新たな分野の委員を迎えた。今後、設置目的を果たすために期待される利用者層等に関する目標値のあり方を含め、多角的に審議をいただき、当博物館を効果的・効率的に運営するための中長期ビジョンの策定に取組む。

監査(検査)実施年月日(委員:平成28年1月12日、事務局:平成27年11月6日)

対象受検機関:住宅まちづくり部公共建築室住宅設計課

事務事業の概要

1 事業の概要

府は、大阪府営住宅の建替事業を円滑に進めるため、大阪市(以下「市」という。)と協議し、市営住宅を仮移転先と して使用するため、府営千鳥橋住宅の建替工事期間中(平成22年9月から平成24年12月)の仮移転先として、市営酉島 住宅(以下「酉島住宅」という。)を仮移転者に貸付けることについて、市と合意した。

これに伴い、平成22年7月に、市と「大阪府営住宅建替事業の実施に伴う地域リロケーション住宅(大阪市営酉島住 宅21号館)の使用に関する協定書」(以下「協定書」という。)を締結した。

2 失火による修繕工事

その後、平成24年11月に、仮移転者が火災事故を発生させ、入居中の酉島住宅に損害が生じた。市は仮移転者に対し て入居承認書を交付していることから、仮移転者は大阪市営住宅条例上の入居者となり、入居者の責めに帰すべき事由 によって市営住宅に修繕の必要が生じた場合には、まず入居者に修繕義務または損害賠償義務が生じる。

しかしながら、府と市が、協定書で仮移転者が発生させた損害については府が負担すると取決めていたことから、市 の選択に従い、府は仮移転者に代わって平成26年12月から平成27年2月にかけて修繕工事を実施し、9,698,400円を支出 して被災した家屋を復旧させた。

3 共済金の未請求

市は、酉島住宅について、火災保険に相当する公益社団法人全国市有物件災害共済会に加入している。火災による損 害が生じた場合、市は保険金に当たる共済金を申請することが可能であるが、協定書に基づき府が修繕したことから申 請はなされていない。

【大阪府営住宅建替事業の実施に伴う地域リロケーション住宅(大阪市営酉島住宅21号館)の使用に関する協定書】 (空家補修の費用負担等)

第9条 (略)

2 仮移転者の責めに帰すべき事由によって(大阪市営住宅)条例第29条第1項第1号又は第2号に掲げる修繕の 必要が生じたときは、大阪市の選択に従い、仮移転者に代わって大阪府が修繕し、又はその費用を大阪市に支払 うものとし、大阪府が仮移転者からその費用を徴収するものとする。

検出事項

改善を求める事項 (意見)

- 1 協定書に基づき、府が修繕工事を 実施し、修繕費用を支出した場合、 市の仮移転者に対する賠償請求権 事故を発生させた仮移転者 については、府が市に代位するが、 仮移転者から修繕費用を徴収して一出した修繕費用の回収を図 いない。
- 2 市との協定書では、市の共済申請 等に関する取決めの記載は特にな いが、市に対し共済申請について依 頼していなかった。

府が支出した修繕費用に 充当できるよう市及び火災 と必要な協議を実施し、支 られたい。

【大阪市営住宅条例】

(修繕の区分)

第29条 次に掲げる修繕は、本市が行うものとする。

- (1) 市営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、はり、屋根及び階 段並びに給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、消火施 設、共同塵かい処理施設及び道の修繕(給水栓、点滅器その 他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。)
- (2) 共同施設の修繕
- (3) (略)
- 2 (略)
- 3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項第1号又は第 2号に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかか わらず、市長の選択に従い、当該入居者が修繕し、又はその 費用を負担しなければならない。

措置の内容

平成27年8月から平成28年3月にかけて、市の加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会(以下「共済会」という。)への共済金請求の可能性について、市及び共済会と協議を行った が、市の加入条件等から、当該事案については、共済金を受けることができないことが判明した。

一方、火災事故を発生させた仮移転者に対しては、平成27年10月に事情を説明の上、修繕費用の請求を行った。また、債務承認書の提出を受けた。以後、納付について、継続的に催告を行 っており、今後も引き続き「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」に基づき、修繕費用の回収を図っていく。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年6月17日から同年7月3日まで)